

ぎふ清流国体郡上市売店設置要項

1. 趣 旨

この要項は、第67回国民体育大会相撲競技会及び第50回全国教職員相撲選手権大会（兼第67回国民体育大会相撲競技リハーサル大会）（以下「大会」という。）に参加する選手・監督・役員・視察員・報道員・その他関係者（以下「大会関係者」という。）及び一般観覧者の便宜を図るとともに、郷土の物産を広く紹介するため、競技会場等に設置する売店の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 設置場所及び設置期間

売店の設置場所及び期間は、次のとおりとする。

〈第67回国民体育大会相撲競技会〉

設置場所 大会会場内

設置期間 平成24年9月30日（日）～10月2日（火）

〈第50回全国教職員相撲選手権大会〉

設置場所 大会会場内

設置期間 平成23年8月21日（日）

3. 開設時間

売店の開設時間は、大会開催期間とし、原則として開始式（開会式）又は競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、ぎふ清流国体郡上市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、業務の実情に応じて開設時間を変更できるものとする。

4. 販売品目

売店における販売品目は、第1項の趣旨を達成するにふさわしいもので、次に掲げる範囲とする。

(1) 食 品 類

売店において調理・加工を行わない食品で、食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造されたもので、かつ容器包装等により衛生的な措置が講じられ、食品衛生関係法令に基づく適正な表示がなされているものとする。

(2) 郷土物産品

岐阜の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。

なお、農産物・農水産加工品・地酒・菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(3) そ の 他

スポーツ用品、国体記念品、写真材料、その他大会関係者及び一般観覧者の便宜を図るうえで必要と認められるもの。

5. 出店場所及び設置基準

(1) 各売店の出店場所

実行委員会が指定する場所とする。

(2) 1店舗あたりの面積

原則として、テント1張（2間×3間）とする。

(3) 食品取扱売店基準

①食品衛生法関係法令の基準に従い、陳列・保管又は冷蔵設備が十分であり、かつ容器包装等により汚染防止の措置がなされていること。

②廃棄物容器は、蓋付耐水性材料のものを備え、常に清潔にしておくこと。

③その他、食品衛生関係法令に規定する施設基準に適合していること。

(4) その他の売店

取扱商品については、商品の内容が明瞭に識別できるよう、売店の規模に応じて陳列設備を備えること。

6. 出店者の選定

出店者の選定にあたっては、次のいずれにも該当する者とし、営業経験及び実績等を考慮して厳正を期するものとする。なお、第4項に掲げる販売品目を取り扱う地元を代表する組合等の団体から出店希望がある場合はこの限りではない。

(1) 原則として、郡上市内に店舗・事務所を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。

(2) 法令等により、許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

(3) 申請日から起算して過去1年以内に、関係法令等の違反による処分を受けていないこと。

7. 経費の負担

(1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店者は売店の設置・撤去等に要する経費相当分として別に定める出店料を負担する。ただし、実行委員会が特に認めた者はこの限りではない。

8. 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式1）に関係書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

9. 出店許可証の交付

実行委員会は、申請内容を審査し適当であると認めた者について、売店出店許可証（様式4）を交付するものとする。

10. 保健所の許可及び衛生管理

販売品目のうち、食品衛生関係法令により許可又は届出を必要とする出店者は、実行委員会に売店出店申請書を提出するとともに、その許可証等の写しを実行委員会に提出するものとする。また、当該保健所の指導に従い、衛生管理に万全を期するものとする。

11. 売店監督員

(1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため売店監督員を置くものとする。

(2) 売店監督員は実行委員会実施本部員とし、現地を巡回し、売店の管理運営に関する事項を監督するものとする。

12. 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、現場に常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者は、当該売店の管理運営について従業員を指導し、販売等が適正に行われるよう努めるものとする。特に食品を販売する売店にあたっては、衛生管理に十分配慮するものとする。また、売店監督員から指示があった場合は、これに従わなければならない。

13. 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。または、売店の管理運営を従業員以外のものに委任すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 拡声器又は音響器具類を使用すること。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、土産品として認めたものはこの限りではない。
- (7) 土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (8) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたものはこれを除く。
- (9) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

14. 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、排出したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、容器、食べ残し等の回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付するものを指定された位置に掲示すること。
- (7) 販売品等の搬入・陳列及び搬出は、大会運営に支障のないように必ず定められた時間内に行うこと。
- (8) 服装は清潔で、従業員であることを確認できる衣服を着用すること。
- (9) 接客にあつては、好感を与えるよう親切丁寧を心がけること。
- (10) 食品類を販売する売店は、早めに飲食するよう呼び掛ける看板等を設置すること。
- (11) その他、売店監督員の指示に従うこと。

15. 管理責任

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難及びその他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

16. 事故等の処理

売店において事故等が発生したときは、売店責任者は直ちに売店監督員又は実行委員会、関係機関等に連絡するとともに、その指示に従い事故処理にあたるものとする。

17. 許可の取消

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当するときは、出店許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 出店者が、この要項及び法令等に違反したとき。
- (2) その他、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

18. 賠償責任

出店者及び従業員は、会場内の施設又は第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

19. 現状回復

出店者は、大会終了後速やかに売店の商品等を搬出し、原状に復して売店監督員の検査を受けなければならない。

20. その他

この要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。